

これまでの検討を踏まえた 健康・医療新産業協議会の検討の方向性

令和3年6月9日

経済産業省

商務・サービスグループ

健康・医療戦略(第2期)ポイント

健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)第17条に基づき、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(**健康長寿社会**)を形成するため、政府が講ずべき医療分野の研究開発及び健康長寿社会に資する新産業創出等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するべく策定するもの。

* 対象期間:**2020年度から2024年度までの5年間**。フォローアップの結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

基本方針

世界最高水準の医療の提供に資する**医療分野の研究開発**の推進

- AMEDを核とした、基礎から実用化までの一貫した研究開発
- モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」の推進
- 最先端の研究開発を支える環境の整備

健康長寿社会の形成に資する**新産業創出及び国際展開**の促進

- 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築、新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの構築
- アジア・アフリカにおける健康・医療関連産業の国際展開の推進、日本の医療の国際化

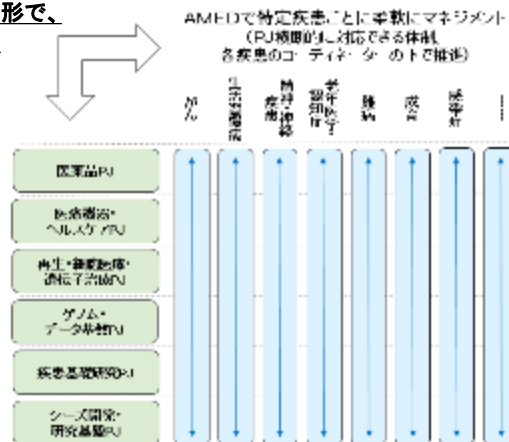
具体的施策

1. 研究開発の推進

- 科学研究費助成事業、他の資金配分機関、インハウス研究機関と連携しつつ、AMEDを中核とした基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進。特に**AMED及びインハウス研究機関**が推進する医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部において、有識者意見も踏まえつつ、関係府省に対して**一元的に予算要求配分調整**を実施
- モダリティ等を軸とした6つの「統合プロジェクト」**を定め、プログラムディレクター(PD)の下で、関係府省の事業を連携させ、基礎から実用化まで一元的に推進
- 多様な疾患への対応や感染症等への機動的対応が必要であることから、**疾患研究は統合プロジェクトを横断する形で、各疾患のコーディネーターによる柔軟なマネジメント**ができるよう推進

※我が国の社会課題である疾患分野は、戦略的・体系的に推進する観点から、具体的疾患に関してプロジェクト間の連携を常時十分に確保するとともに、予算規模や研究開発の状況等を把握し対外公表(**がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症**等)

※基礎的な研究から、医薬品等の実用化まで一貫した研究開発
特に難病については、その特性を踏まえ、患者の実態を把握しつつ、厚生労働省の調査研究からAMEDの実用化を目指した研究まで、相互に連携して切れ目なく推進



- 健康寿命延伸を意識し、「**予防／診断／治療／予後・QOL**」といった**開発目的**を明確にした技術アプローチを実施
- 野心的な目標に基づく**ムーンショット型**の研究開発をCSTと連携して推進

1. 新産業創出

- (1)公的保険外のヘルスケア産業の促進等
 - 職域・地域・個人の健康投資の促進(健康経営の推進 等)
 - 適正なサービス提供のための環境整備(ヘルスケアサービスの品質評価の取組促進 等)
 - 個別の領域の取組(「健康に良い食」、スポーツ、まちづくり 等)
- (2)新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの強化(官民ファンド等によるベンチャー等への資金支援 等)

2. 国際展開の促進

- ・ **アジア健康構想**の推進(規制調和の推進を含む)
- ・ **アフリカ健康構想**の推進
- ・ 我が国の医療の国際的対応能力の向上(医療インバウンド、訪日外国人への医療提供 等)

2. 研究開発の環境の整備

- ・ 研究開発支援を行う拠点となる橋渡し研究支援拠点や臨床中核拠点病院等の整備、強化
- ・ 国立高度専門医療研究センターの組織のあり方の検討
- ・ 共通基盤施設の利活用推進、研究開発で得られたデータの連携の推進

3. 研究開発の公正かつ適正な実施の確保

4. 研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等

○健康長寿社会の形成に資するその他の重要な取組

- ・ 認知症施策推進大綱に基づく**認知症施策の推進**
- ・ AMR(薬剤耐性)や**新型コロナウイルス感染症対策**の推進

○研究開発及び新産業創出等を支える基盤的施策

1. データ利活用基盤の構築

- ・ データヘルス改革の推進
- ・ 医療情報の利活用の推進

2. 教育の振興、人材の育成・確保等

- ・ 先端的研究開発の推進のために必要な人材の育成・確保等
- ・ 新産業の創出及び国際展開の推進のために必要な人材の育成・確保等
- ・ 教育、広報活動の充実等

健康・医療新産業協議会の全体像

- 健康・医療分野は、高齢化やニーズの多様化を背景に、診断・治療に加えて予防の重要性が増すと同時に、疾病と共生していくための取組を車の両輪として講じていくことが望まれている。
- また政府として、健康・医療分野はデジタル技術等の新たな技術を生かし得る分野として期待。

【設置目的】

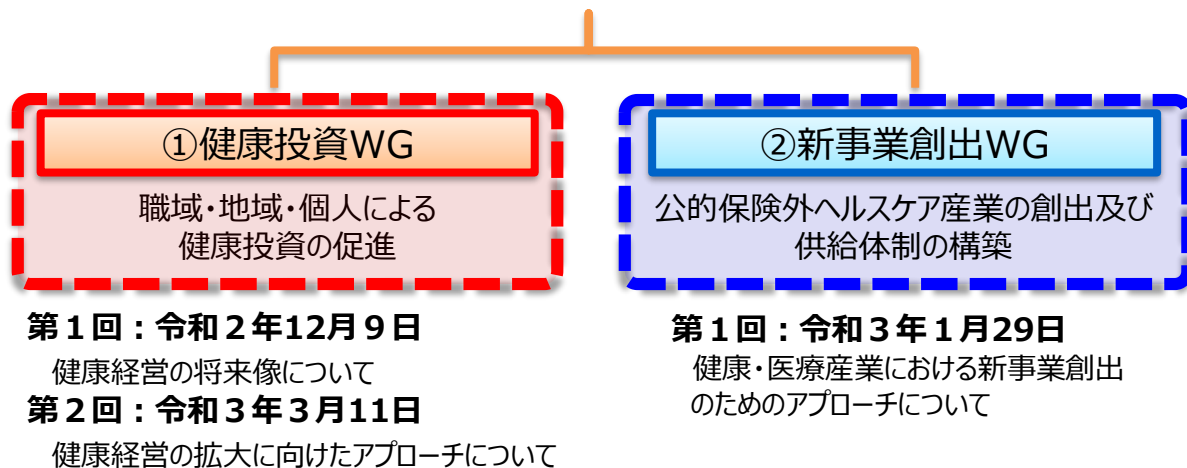
- 予防・共生を目的とした公的保険外ヘルスケア産業の活性化や公的保険サービスとの連携強化を含めた供給体制の整備により、「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム（※）」の構築を目指す。
- また、その新産業の創出・活性化の基盤となるイノベーション・エコシステムの構築を目指す。

健康・医療新産業協議会 (旧：次世代ヘルスケア産業協議会)

※第2期健康・医療戦略の策定に伴い、会議体を変更

第1回：令和2年7月31日 アクションプラン2020のとりまとめ

第2回：令和3年6月9日 アクションプラン2021（案）のとりまとめ予定



(※) 多因子型の疾患への対応を念頭に、医療の現場と日常生活の場が、医療・介護の専門家、産業界、行政の相互の協働を得て、境目無く結び付き、個人の行動変容の促進やQOLの向上に資するシステム

コロナ下での健康上の課題に係るデータ①：運動量

①厚労省 調査研究

コロナ下の「新しい生活様式」における生活習慣の変化や予防・健康づくりへの影響に関する調査研究（結果速報値）

○方法：インターネット調査

○有効回答数：60,154人（回答割合72.3%）

○対象：20～79歳までの男女 83,216人
（全国の人口分布に合わせて対象者を抽出）

○調査期間：2021年3月

結果概要（生活習慣）

コロナ感染拡大前（2020年1月）→コロナ感染拡大後（2021年3月）

※すべて $p<0.01$ （有意な変化）

・ 1日あたりの平均歩数※：6,934歩→6,770歩

※測っている人のみ N=23,685

・ 体重：59.82kg→60.16kg

・ BMI：22.12→22.24

・ 飲酒（アルコール量）：14.86g→14.09g

・ 毎日飲む人の割合：16.1%→15.8%

・ 喫煙者：19.3%→18.0%

②健康長寿産業連合会 調査研究

新型コロナウイルス流行下における健康経営の取組み状況に関する調査（第二回）

○方法：インターネット調査

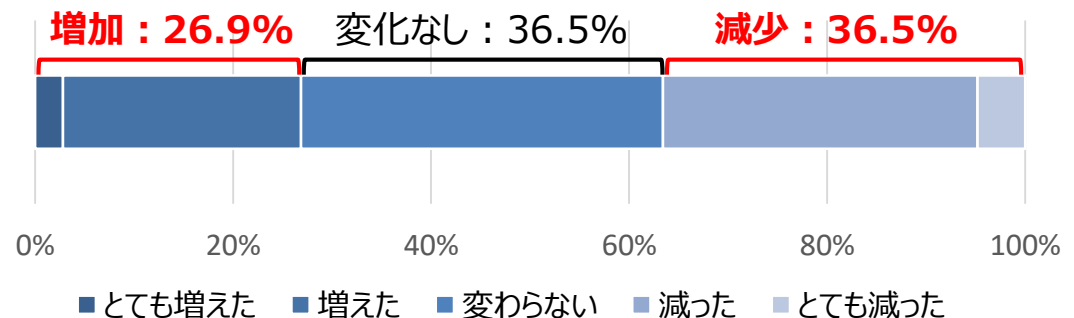
○対象：健康経営会議2020参加者 482人

○有効回答数：301人（回答割合62.4%）

○調査期間：2020年12月

※週3日以上在宅勤務をしている群（104人）から得られた回答結果情報をもとに経産省で作成

緊急事態宣言前との比較（運動機会の変化）



コロナ下での健康の課題についてのデータ②： 健診・検診受診率

○厚労省調査研究

コロナ下の「新しい生活様式」における生活習慣の変化や予防・健康づくりへの影響に関する調査研究厚労省調査研究
(結果速報値)

結果概要（健診）

コロナ感染拡大前（2019年度）→コロナ感染拡大後（2020年度）

※すべて $p < 0.01$ （有意な変化）

・健康診断受診者：59.5%（2019年度）→55.0%（2020年度）

・健康診断未受診理由（上位5個）：

医療機関や健診会場でコロナに感染するのが怖い（21.0%）、なんとなく（19.1%）、不要不急と判断した（15.4%）、もともと受診する予定がなかった（14.7%）、必要な時は自分で医療機関を受診するから（13.3%）

（40歳以上に限定）N=35,547

・健康診断受診者：66.3%（2019年度）→60.7%（2020年度）

・健康診断未受診理由（上位5個）：

医療機関や健診会場でコロナに感染するのが怖い（26.1%）、必要な時は自分で医療機関を受診するから（18.2%）、不要不急と判断した（17.4%）、なんとなく（15.1%）、めんどろ（12.8%）

（40歳以上に限定）N=35,547

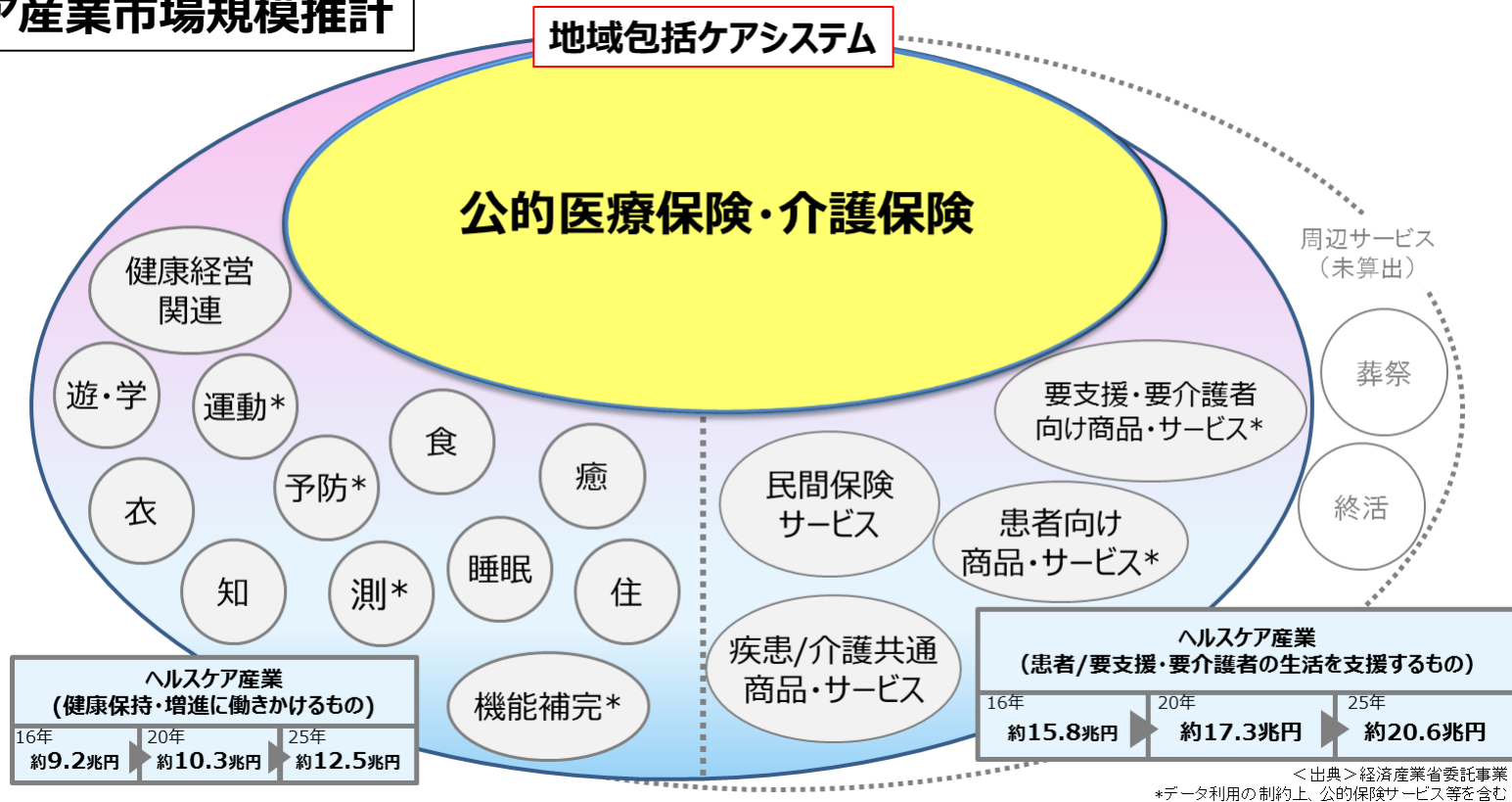
・がん検診・人間ドック受診者：31.1%（2019年度）→27.8%（2020年度）

・がん検診・人間ドック未受診理由（上位5個）

なんとなく（17.7%）、医療機関や健診会場でコロナに感染するのが怖い（17.1%）、必要な時は自分で医療機関を受診するから（16.3%）、もともと受診する予定がなかった（15.8%）、必要性を感じないから（14.1%）

(参考) ヘルスケア産業市場のポテンシャル

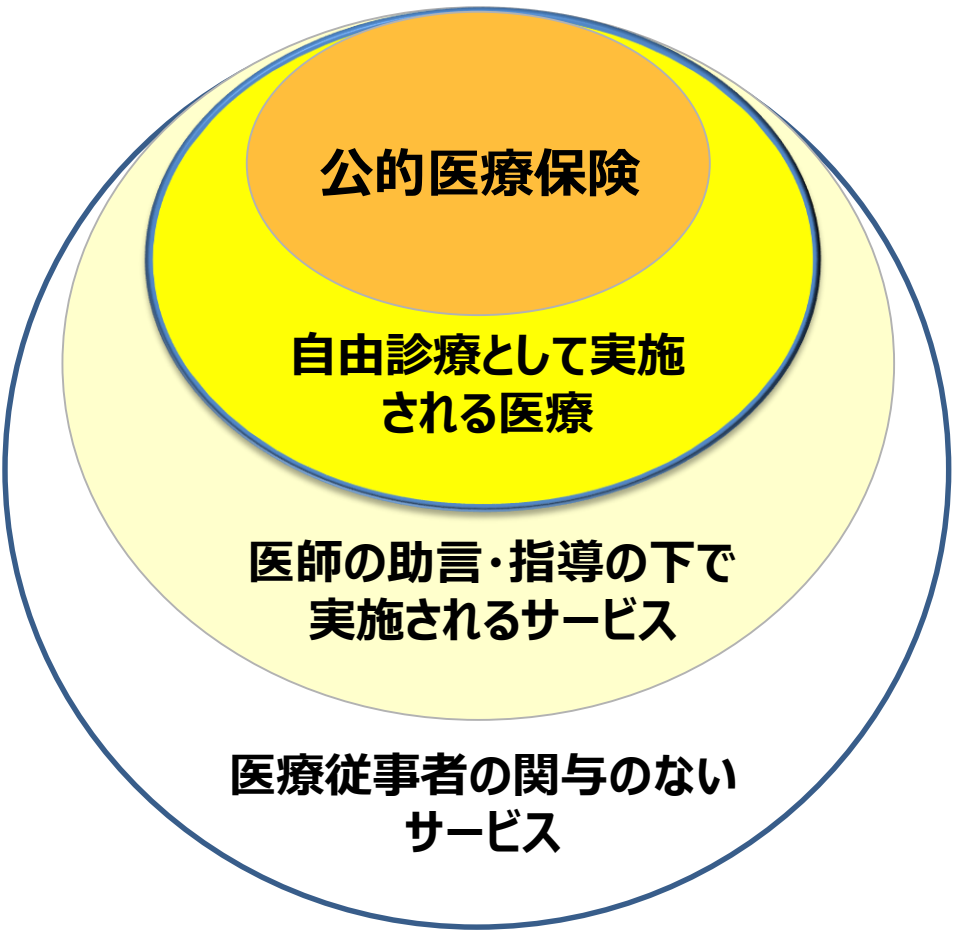
ヘルスケア産業市場規模推計



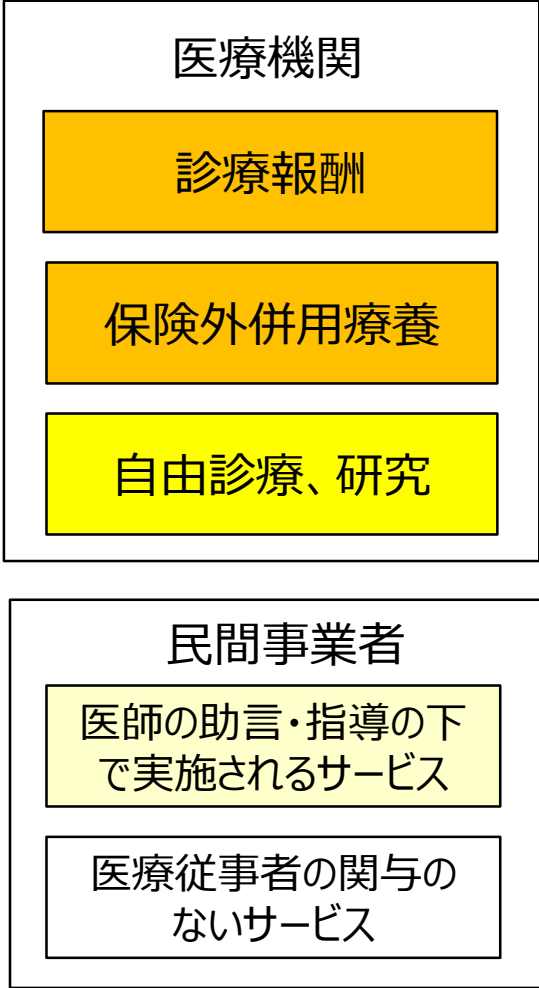
- 日本において、ヘルスケア産業市場の年平均成長率は約3%で、2025年には市場規模が約33兆円になると推計。
 - 世界的には、ウェアラブルなどのウェルネス・予防分野（※）の年平均成長率は11%という推計も存在
- ※ Wellness/Disease Prevention の2019-2024年の年平均成長率（引用：Global Market Insights, TechNavio, BIS Research, BCC Research, Grand View Fior Markets, Pitchbook, Rock Health）

公的保険および公的保険外サービスの分類

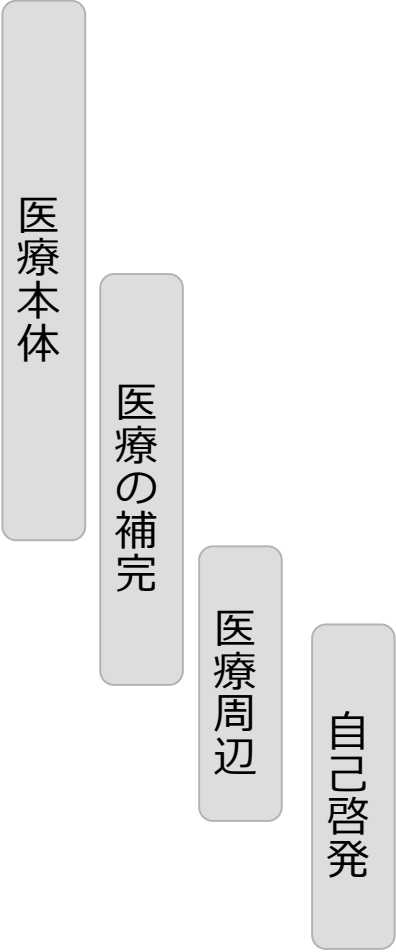
サービスの視点からの分類



提供者の視点



医療との関係性からの分類



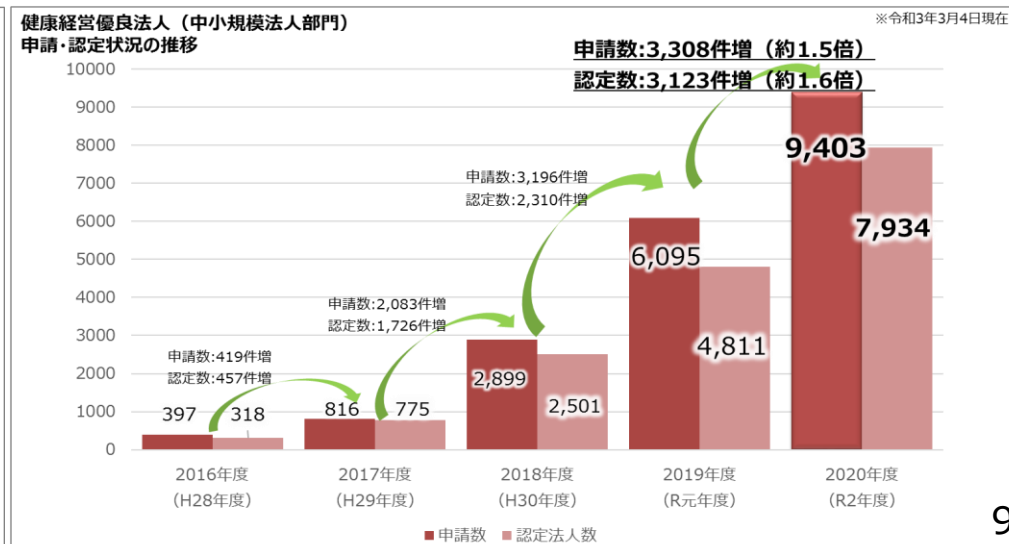
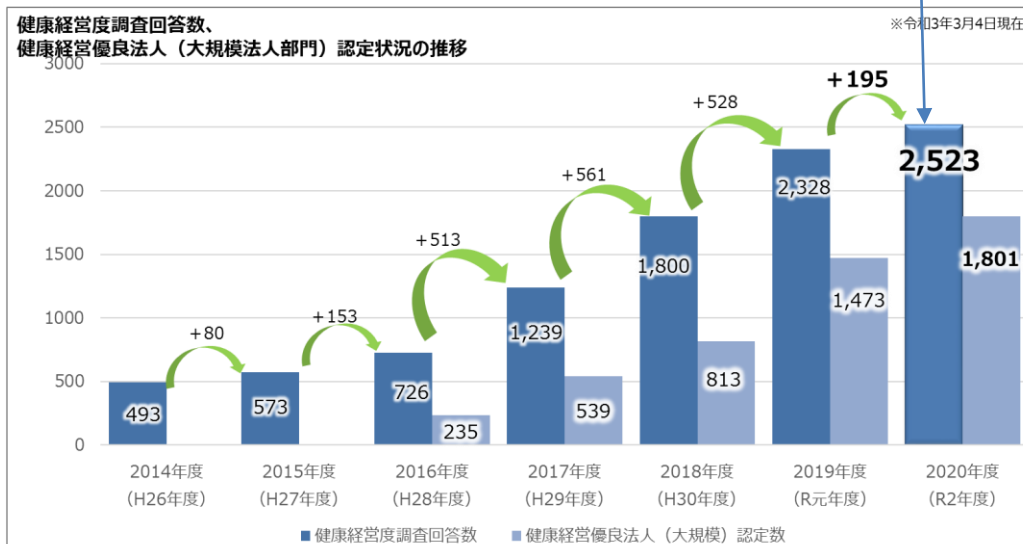
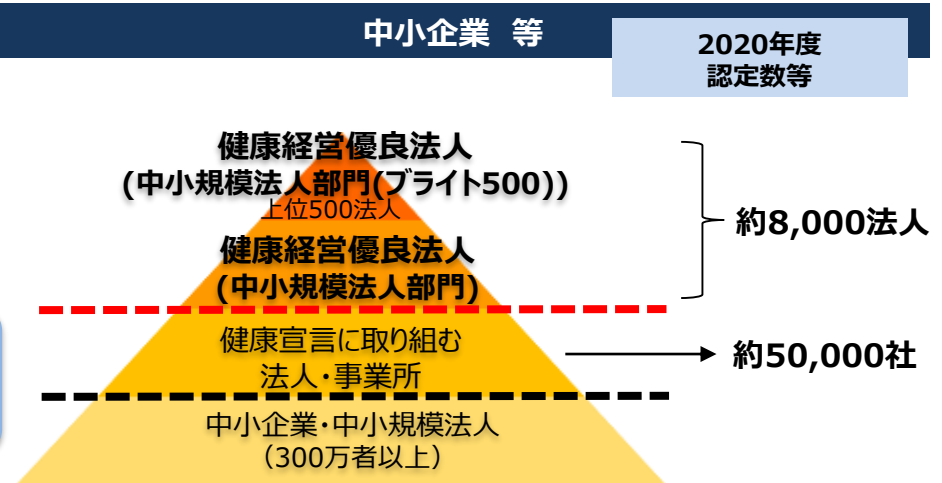
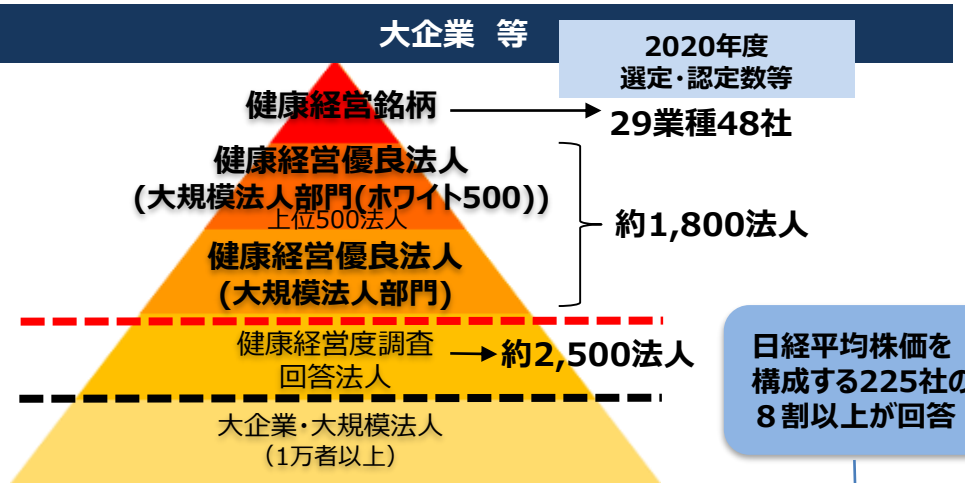
＜出典＞ 第12回新事業創出WG資料 抜粋

- （１） 予防・健康づくりへの投資促進**
- （２） 予防・健康づくりの信頼性の確保**
- （３） デジタルヘルスの推進**
- （４） イノベーション・エコシステムの強化**
- （５） 地域における新産業創出**

（１） 予防・健康づくりへの投資促進

健康経営と顕彰制度について

- 健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。
- 健康経営に係る各種顕彰制度（健康経営銘柄、健康経営優良法人）を推進。認定を取得する企業は年々増加している。



健康経営を更に進める上での課題

1. 上場企業の取り組み強化

- ① 健康経営に関する情報開示を強化し、それが社会から評価される仕組みを構築するべき。
- ② 健康経営に関する共通の評価指標を創り出すべき。
- ③ 国際的な展開を見据えた取組を進めるべき。
 - ・国際的な発信等を通じて、健康を日本企業の国際ブランドにすることも視野に取り組むべき。
 - ・合わせて、健康経営で活用される日本のヘルスケアサービスを、国内のみならず国際的にも展開していくべき。

2. 中小企業への拡大

- ① 中小企業は300万社ある。健康経営の拡大には民間や自治体の力を活用して入り口を増やすべき。
- ② 中小企業への拡大には、取引先とのパートナーシップ構築の視点、労働者から評価される仕組みなども必要。

(1) – 1 上場企業の取り組み強化

上場企業の取組強化（ESGとしての健康経営）

- 健康経営は、**ESG（環境・社会・企業統治）における“S”に位置づけられる**。機関投資家においては、健康経営優良法人の認定の有無をESGの評価基準に組み入れる動きも見られる。
- コーポレートガバナンス・コード改訂案においては、「従業員の健康・労働環境への配慮」に関する記載が追加。併せて、経営戦略における「人的資本への投資」に係る情報開示にも言及されている。

ESG投資における健康経営の位置づけ

Environmental (E)

- climate change
- greenhouse gas (GHG) emissions
- resource depletion, including water
- waste and pollution
- deforestation



Social (S)

- working conditions, including slavery and child labour
- local communities, including indigenous communities
- conflict
- health and safety**
- employee relations and diversity



Governance (G)

- executive pay
- bribery and corruption
- political lobbying and donations
- board diversity and structure
- tax strategy



（出所）UNPRI Webサイト

コーポレートガバナンス・コード改訂案

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

- 2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、**従業員の健康・労働環境への配慮**や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ＝（持続可能性）を巡る課題への対応は、重要なリスク管理リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題の一部であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、適確に対処するとともに、~~近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。~~

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

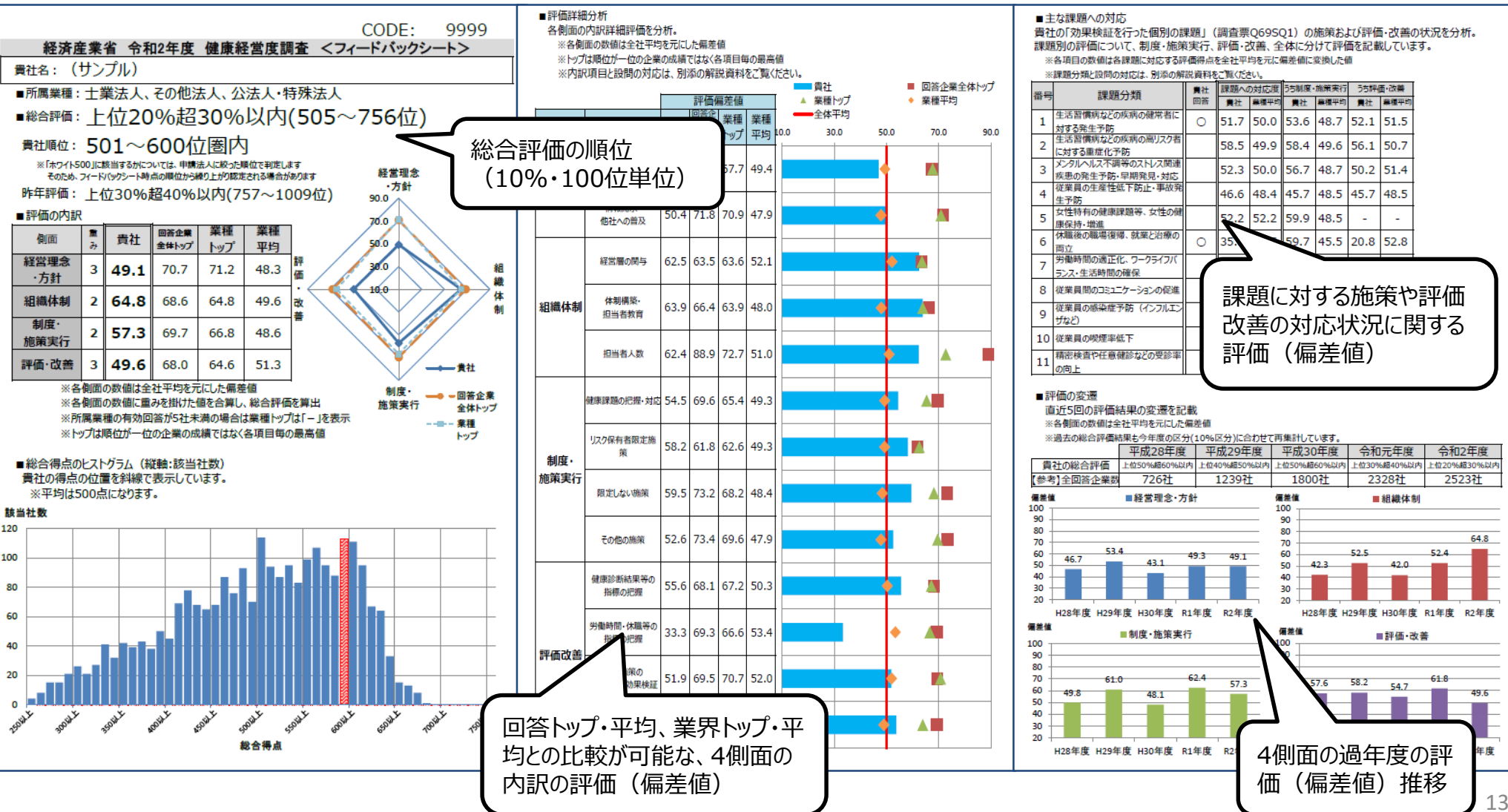
【原則3-1. 情報開示の充実】

- 3-1③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、**自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。**

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

上場企業の取組強化（回答情報の一部を経済産業省HPで公表）

- 健康経営度調査の回答企業に対し、毎年度、経済産業省から以下のフィードバックシートを送付。
- **健康経営銘柄企業の全48社の昨年度分**については、5月10日に**経済産業省HP**に**掲示済み**。
- 同様に、**ホワイト500企業**についても開示に同意が得られた分については**6月中旬にHP掲示を予定**。



健康経営に関する共通の評価指標の検討

- 現状、一部企業では業務パフォーマンス等の改善効果を分析する動きもあるが、他社と比較可能な共通指標が確立していないため、検討を進めるべきではないか。

健康経営の効果として定量的で比較可能な指標の候補

(健康投資管理会計ガイドライン等を参考に作成)

身体的指標 (注)	【定期健診または特定健診の有所見者率】 健診が法定義務化されていることから、どの企業も数値として保有している。
心理的指標	【ストレスチェックにおける高ストレス者率】 50人以上の事業場では法定義務化されていることから、多くの企業が数値として保有している。
業務パフォーマンス 等指標	【傷病を理由とした休業日数（アブゼンティーイズム）】 多くの企業において、社内規則で一定期間の疾病休業の際、主治医による診断書の提出を義務付けており、把握が容易と考えられる。
	【プレゼンティーイズム尺度のスコア】 健康状態による労働生産性損失の状態を把握することができる。
	【ワークエンゲイジメント尺度のスコア】 仕事に向けられる従業員の活力等の状態を把握することができる。

(注) 特に、身体的指標に基づく比較については、過去のWG等において、「業種や職種、年齢構成、男女比率等によって、あるべき状態が異なり、単純比較は困難である」と指摘されており、数字だけが一人歩きしないように、開示項目や開示方法について、丁寧に議論していく必要がある。

(1) – 2 中小企業への拡大

自治体による健康経営等の顕彰制度

- 各地域の自治体等において、健康経営や健康づくりに取り組む企業等の認定・表彰制度等が実施されており、制度の数は増加している。
※令和3年3月時点：94（前年比5増）

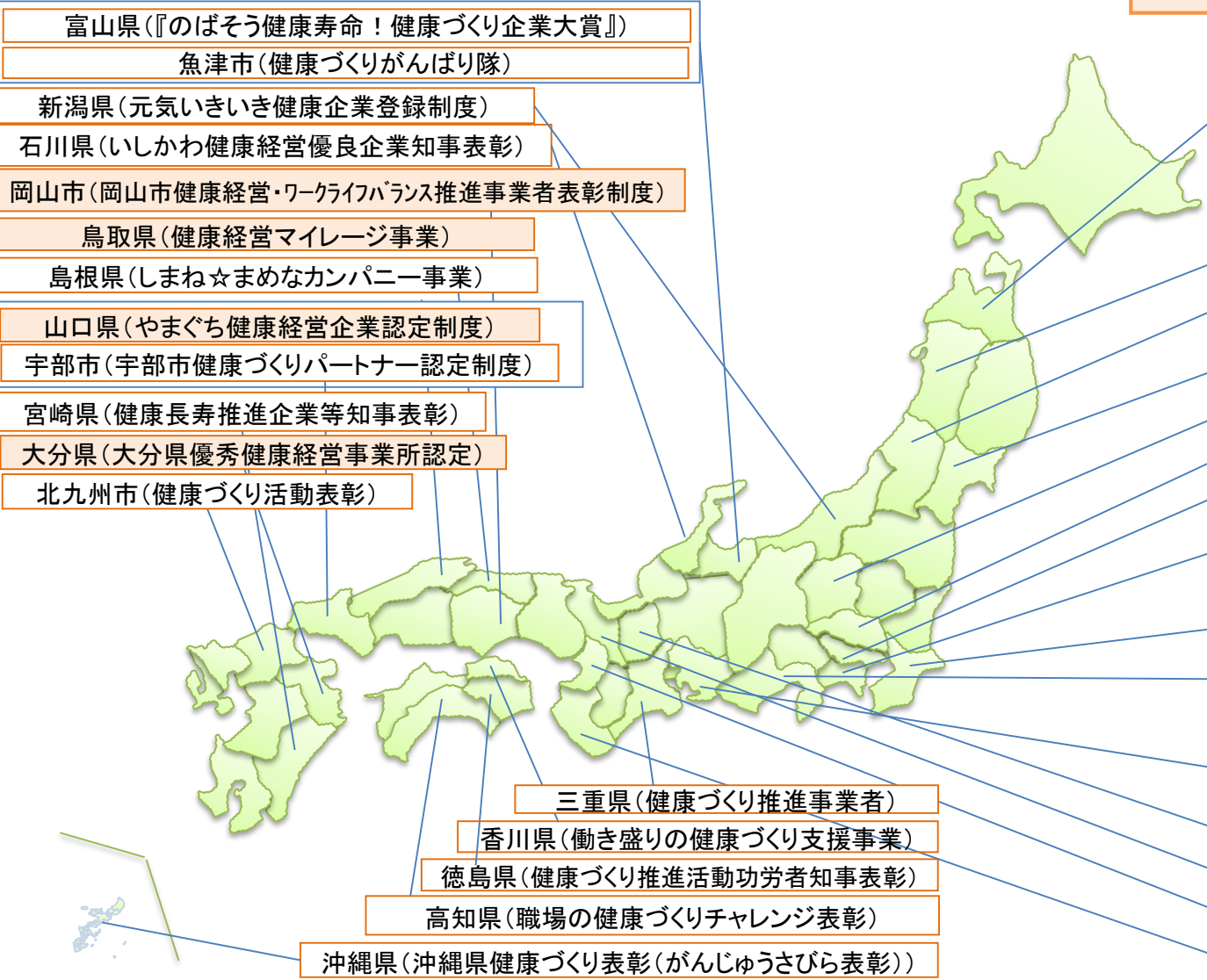
※ヘルスケア産業課調べ（自治体HP等を基に作成）

<自治体における顕彰制度（一例）>

健康経営の顕彰制度	企業の健康づくり等に関連した顕彰制度
-----------	--------------------

- 富山県（『のぼそう健康寿命！健康づくり企業大賞』）
- 魚津市（健康づくりがんばり隊）
- 新潟県（元気いきいき健康企業登録制度）
- 石川県（いしかわ健康経営優良企業知事表彰）
- 岡山市（岡山市健康経営・ワークライフバランス推進事業者表彰制度）
- 鳥取県（健康経営マイレージ事業）
- 島根県（しまね☆まめなカンパニー事業）
- 山口県（やまぐち健康経営企業認定制度）
- 宇部市（宇部市健康づくりパートナー認定制度）
- 宮崎県（健康長寿推進企業等知事表彰）
- 大分県（大分県優秀健康経営事業所認定）
- 北九州市（健康づくり活動表彰）

- 青森県（健康経営認定制度）
- 青森市（あおもり健康づくり実践企業認定制度）
- 弘前市（ひろさき健やか企業認定制度）
- むつ市（むつ市すこやかサポート事業所）
- 秋田県（健康づくり推薦事業者等表彰）
- 山形県（やまがた健康づくり大賞）
- 宮城県（スマートみやぎ健民会議優良会員認定）
- 前橋市（まえばしウェルネス）
- さいたま市（さいたま市健康経営認定制度）
- 杉並区（健康づくり表彰）
- 神奈川県（CHO構想推進事業所登録）
- 横浜市（横浜健康経営認証制度）
- 千葉市（千葉市健康づくり推進事業所）
- 静岡県（ふじのくに健康づくり推進事業所宣言）
- 掛川市（かけがわ健康づくり実践事業所認定事業）
- 大府市（大府市働きやすい企業）
- 東海市（健康づくり推進優良事業所）
- 滋賀県（健康寿命延伸プロジェクト表彰事業）
- 京都府（きょうと健康づくり実践企業認証制度）
- 大阪府（大阪府健康づくりアワード）
- 和歌山県（わかやま健康推進事業所）



(参考) 健康経営に対するインセンティブ措置

- 従業員の健康増進に係る企業の取組に対し、インセンティブを付与する自治体、金融機関等が増加している。
- 企業自らによる健康経営のパフォーマンスの発信のほか、経済産業省による各種情報発信により、こうした取組が自発的に拡大していくことを後押しする。

インセンティブ措置の数（昨年度→今年度）

公共調達加点評価（取組数：14→18）

- ・自治体が行う公共工事、入札審査で入札加点

自治体が提供するインセンティブ（取組数：16→19）

- ・融資優遇、保証料の減額
- ・奨励金や補助金

銀行等が提供するインセンティブ（取組数：56→84）

- ・融資優遇
- ・保証料の減額や免除

健康経営優良法人に対する インセンティブ措置の具体例

長野県松本市

建設工事における総合評価落札方式の加点評価
「健康経営優良法人」認定を受けている事業者に対して、100点満点中1.0点の加点評価。

大分県

中小企業向け制度資金「地域産業振興資金」
「健康経営優良法人」等の認定を受けている中小企業・小規模事業者に対して特別利率・保証料率により融資。

池田泉州銀行

人財活躍応援融資“輝きひろがる”
「健康経営優良法人」等の認定を取得している中小企業者に対し、銀行所定金利より一律年▲0.10%の融資を実施。

東京海上日動火災保険(株)

「業務災害総合保険（超Tプロテクション）」
従業員が被った業務上の災害をカバーする保険商品において、「健康経営優良法人認定割引」として5%の割引を適用。

住友生命保険相互会社

団体3大疾病保障保険「ホスピタA（エース）」
3大疾病を保障する団体保険において、「健康経営優良法人」に対して健康経営割引プランを適用し、保険料を2%割引。

パートナーシップ構築宣言

- パートナーシップ構築宣言において、健康経営を取り上げる企業もあり、サプライチェーン全体で健康経営に取り組む動きも出てきている。
- 取引先の健康経営の取組を確認・評価している事業者も増加している。

＜健康経営銘柄2021に選定されている東京海上HDの事例＞

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 登録 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト
現在の登録数
1148社

「パートナーシップ構築宣言」の
概要
登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の
登録

※パートナーシップ構築宣言ポータルサイト トップページ抜粋
(令和3年5月26日時点)

※ パートナーシップ構築宣言とは、①サプライチェーン全体での付加価値向上に向けた連携や、②中小企業等への「取引条件のしわ寄せ」の防止について取り組むことを、企業が自主的に宣言する枠組みのこと。

「パートナーシップ構築宣言」

東京海上グループは、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

a. 地方創生の取り組みへの貢献

- ・保険代理店と一体となって地域に根差してお客様をお守りする取組を行います。
- ・保険代理店と共に東京海上グループソリューションを徹底的に活用しながら各地方の「地方創生」の取り組みに貢献することで、地方と共に成長していくことを目指します。

b. 健康経営支援

健康経営の実践、周知啓蒙や地域企業の健康経営の支援を行います。

c. BCP（事業継続計画）策定支援

地域企業等に対し、BCP策定の重要性をお伝えするとともに、実際にBCP策定支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵

健康経営の現状認識

- 2013年の第1回 次世代ヘルスケア産業協議会において検討事項とされた「企業、個人等の健康投資を促進するための方策」については、ある程度広がってきている。
- 健康経営を実践する企業で利用されることを目指し、新たなサービス創出や製品開発も活発化しており、これらの品質や効果が確保されていくことが重要となっている。

（２） 予防・健康づくりの信頼性の確保

予防・健康づくりの信頼性の確保

<例：健康管理アプリ等の採用の判断>

類型		判断方法	考え方
個人	個人がアプリを購入する。	個人がブランドイメージや広告、ネット上のユーザー評価などを参考に判断。	● 基本的には、（安全性に問題が無い限り）個人が複数の商品・サービスを試しながら、自分の主観で気に入ったものを選択すべきもの。 ● 機能の表示や比較等について、消費者の誤認を招くおそれがある場合は、業界団体が自主ガイドライン等の対応を行うことが有効。
職域	企業や健保が健康経営・保健事業として、従業員にアプリを配布・推奨。	ある程度の知識・経験を持つ担当職員が複数のアプリの品質・機能・評価等を比較した上で判断。	● 個人使用と異なり、ある程度、客観的な基準に基づく判断が必要だが、その基準が整備されていない。 ● 用途に適した業界団体の認証制度や、第三者認証制度等が有効。
地域	自治体が住民にアプリを配布・推奨。 ※ 神奈川県は「マイme-byoカルテ」アプリを開発。		

①業界団体による自主ガイドライン・認証制度（供給側）

- 業界団体がヘルスケアサービスの一定の品質を確保するための指針として、平成31年4月に「**ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方**」を定めた（これに基づいたガイドライン策定は現時点で 6 件）。
- 今般、この「**あり方**」について、業界自主ガイドライン策定時に踏まえるべき観点・項目を明確化するとともに、ガイドラインの有効期間を最長 2 年間とし、その見直しを要件化するなどの改正を行った。（参考資料 2 参照）

<「あり方」に基づいた業界自主ガイドライン>

名称	策定主体	概要
FIA加盟企業施設認証制度	日本フィットネス産業協会	運動の継続的な指導管理を実践する施設の安全性やコンプライアンス、指導の品質に関して遵守すべき事項を定めた認証制度。
エステティックサロン認証基準	日本エステティック機構	エステティックサロンが遵守すべき事項として、適正な契約や広告、エステティシャン教育等に関する事項を定めた認証制度。
優良サロン制度	日本エステティック業協会	エステティックサロンが遵守すべき事項として、コンプライアンスやエステティシャンの教育・労働環境等を定めた認証制度。
「健康な食事・食環境」認証制度	「健康な食事・食環境」コンソーシアム	認証基準に適合した食事（スマートミール）を基本要件を満たした継続的かつ健康的な環境（栄養情報提供や受動喫煙防止等）で提供する外食・中食・給食の店舗を対象にした認証制度。
健康増進機器認定要領	日本ホームヘルス機器協会	家庭向け健康機器等の安全性や機能の妥当性を審査し、一定水準以上の機器等を「健康増進機器」として認証する制度。（医療機器及び福祉用具を除く。）
ヘルスケア認定寝具制度	日本寝具寝装品協会	寝具寝装品のヘルスケアに関わる機能や事業者の基本事項を定めた認証制度。（医療機器及び福祉用具を除く。）

(参考)業界の自主認定制度の活用例

- 業界団体の施設認定制度に、新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドラインの遵守を要件として盛り込み、認定施設において安心してサービスを利用できることを利用者へアピール。
- 業界団体として施設利用者に安心をアピールする取組に賛同し、新たに加盟する企業も増加。

(一社)日本フィットネス産業協会 (F I A)

F I A 加盟企業施設認定制度

健康の保持増進等を目的とした運動の継続的な指導管理を実践する施設を認証する制度。



<概要>

利用者の安全を確保するための施設管理やコンプライアンス遵守について定めている。

要件化

感染拡大予防ガイドライン

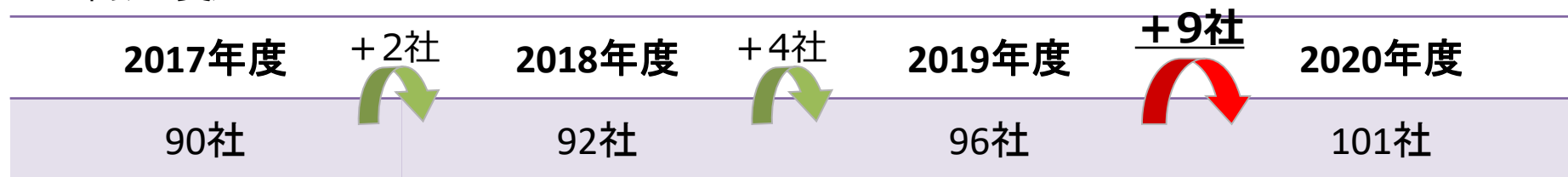
2019年度に初版。感染対策の徹底により適切な営業を継続し、消費者が安心して運動できる環境づくりを目指す。



【ガイドラインのポイント】

- 内閣官房のHPで紹介
- マスク着用の徹底をルール化
- 更衣室における対策の強化
- 施設のエリア別、機能に応じた距離の確保を整理して明記

<加盟企業数の変遷>



②企業・保険者等の利用者側からの評価の仕組み（需要側）

- 日本健康会議の「健康なまち・職場づくり宣言2020」において、保険者からの推薦等の基準を満たすヘルスケア事業者の創出に取り組んだ。（目標の100社を上回る事業者数）

宣言 7

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

2020年度の
達成状況

124 社

昨年比
101%

【達成要件】

①予防・健康づくりの企画・実施において複数保険者から推薦を受けていること。

②実施事業に必要な法令遵守を行っていること（定性確認）。

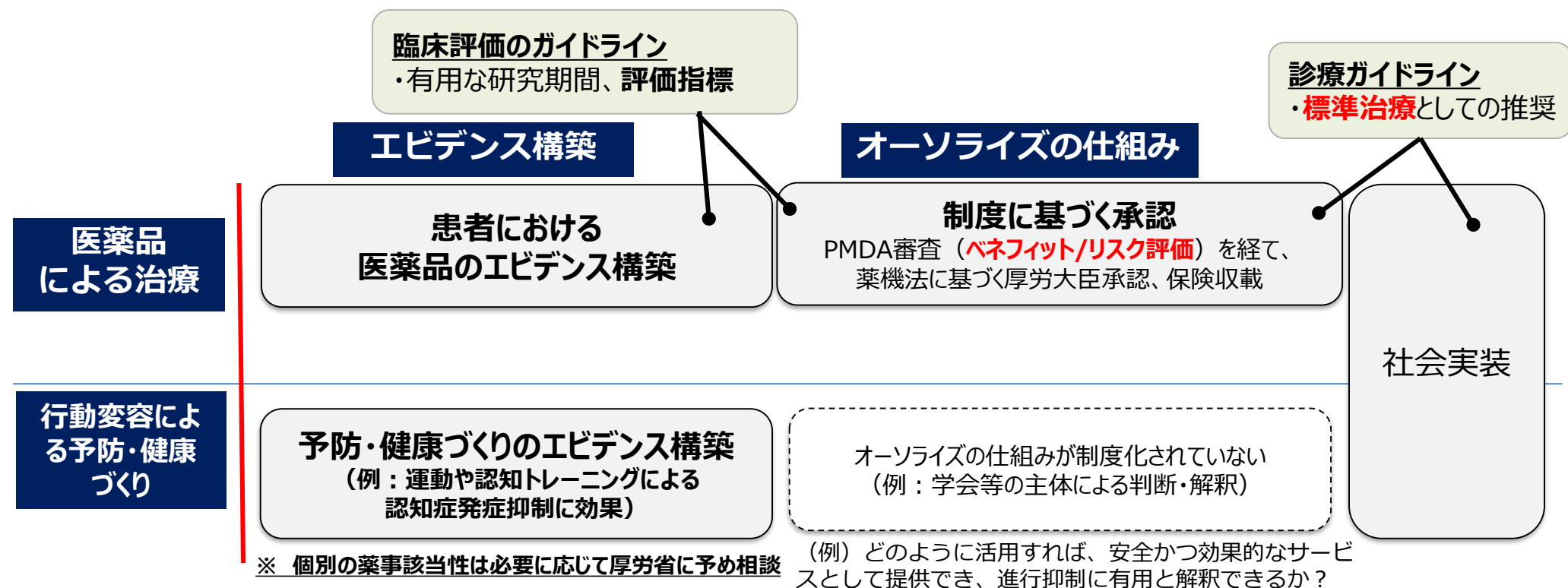
※①②は必須要件

⑪

このように「プロのユーザーが評価する」形式を発展させ、保険者や健康経営に取り組む企業が参加する「ヘルスケアサービス（例えば、健康管理アプリ）への評価」の仕組みを構築してはどうか？

③エビデンスに基づく予防・健康づくりの実用化促進（専門家側）

- 医薬品・医療機器については、法律に基づいて安全性・有効性等を確認するプロセスが確立しているが、行動変容による予防・健康分野においては、社会実装に必要なプロセスが確立していない。
- AMED等で行っているエビデンス構築のための実証事業に加え、社会実装につなげる支援を強化すべきではないか。



→研究成果の社会実装に向けて、関連の医学会などの専門家と、アプリや運動プログラムを開発するヘルスケア事業者との連携・協働への取り組みを、AMEDで新たに支援してはどうか。

<参考： 予防・健康づくりのエビデンス構築>

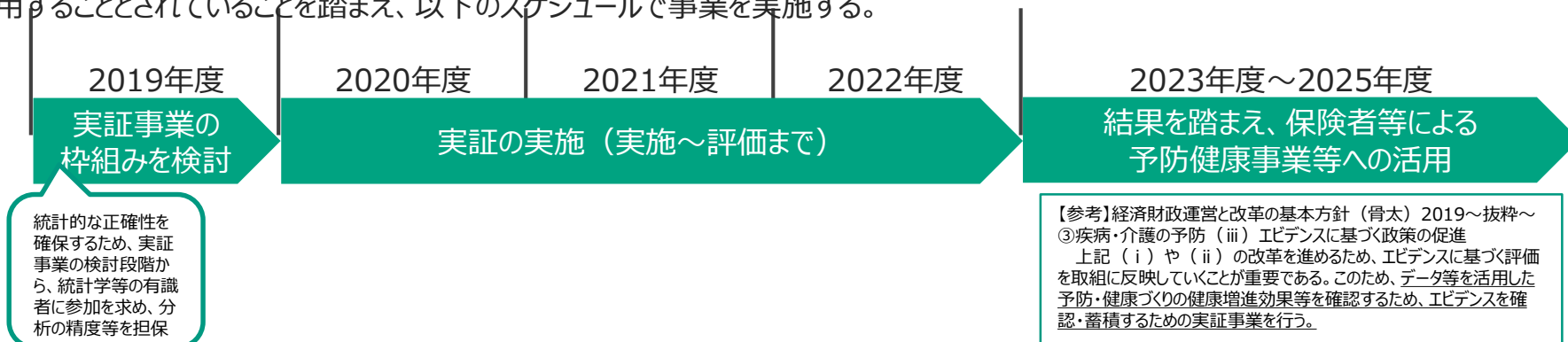
- 経産省においては、糖尿病軽症者を対象にした行動変容事業等、AMED事業を通じたエビデンス構築を行ってきた。
- また、厚労省・経産省が連携し、2020年度から、保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進するため、**予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための実証事業**を行っているところ。

● 実証事業の内容（順次追加）

- | | |
|-----------------------------|--|
| ● 特定健診・保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業 | ● 歯周病予防に関する実証事業 |
| ● がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業 | ● AI・ICT等を活用した介護予防ツール等の効果・普及実証事業 |
| ● 重症化予防プログラムの効果検証事業 | ● 健康増進施設における標準的な運動プログラム検証のための実証事業 |
| ○ 認知症予防プログラムの効果検証事業 | ● 女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法検証のための実証事業 |
| ○ 認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業 | ● 食行動の変容に向けた尿検査及び食環境整備に係る実証事業 |
| ○ 複数コラボヘルスを連携させた健康経営の効果検証事業 | ● 健康にやさしいまちづくりのための環境整備に係る実証事業 |
| ○ メンタルヘルスプロモーションに関する効果検証事業 | |
- （●：厚生労働省、○：経済産業省）

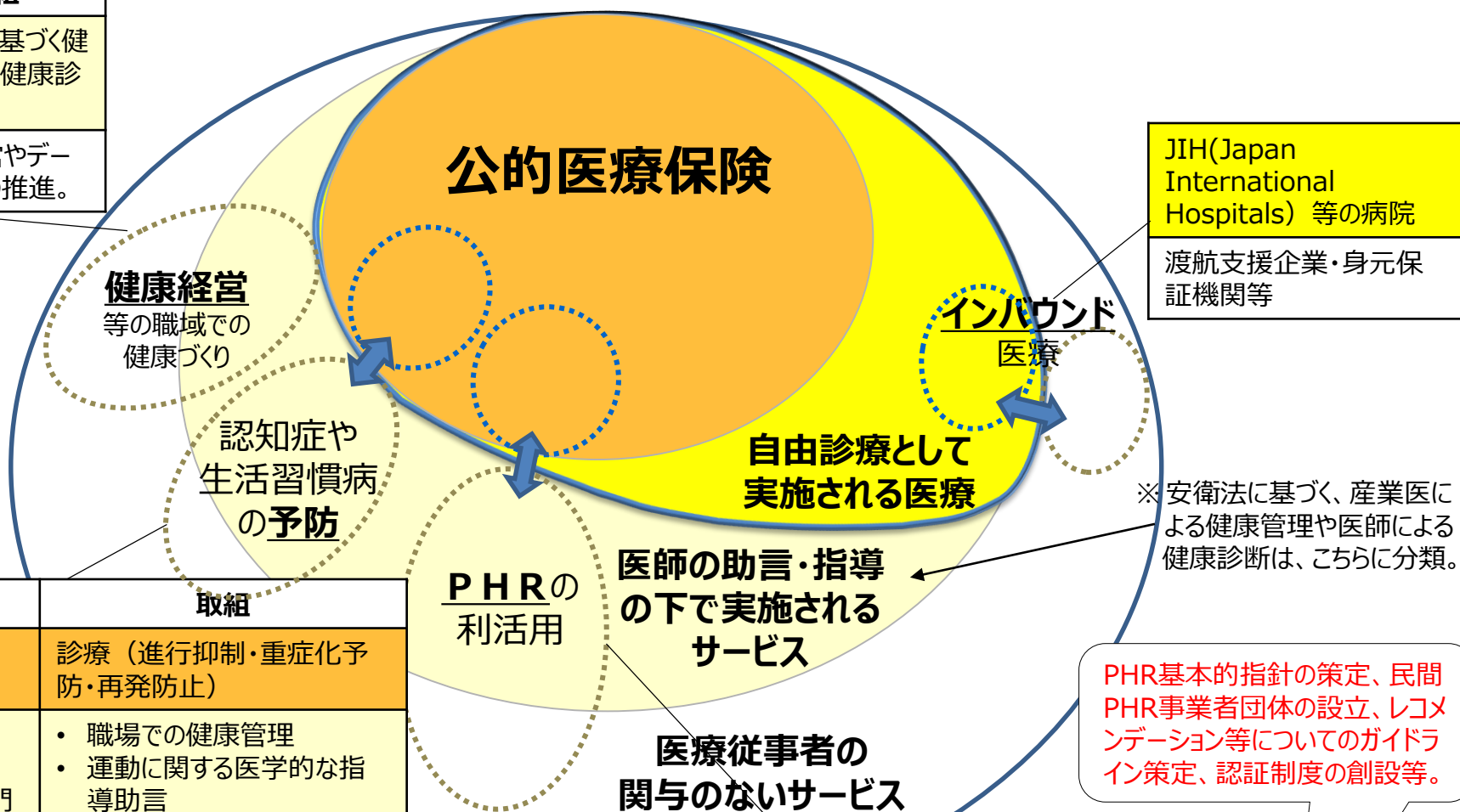
● スケジュール

成長戦略実行計画では、2020年度から実証を開始し、その結果を踏まえて2025年度までに保険者等による予防健康事業等に活用することとされていることを踏まえ、以下のスケジュールで事業を実施する。



<参考： 公的保険内外の連携イメージ>

主体	取組
産業医等	安衛法に基づく健康管理や健康診断。
企業・健保組合等	健康経営やデータヘルスの推進。



主体	取組
医療機関	診療（進行抑制・重症化予防・再発防止）
- 産業医等 - 健康スポーツ医 - 理学療法士等の専門職	- 職場での健康管理 - 運動に関する医学的な指導助言 - 医師の助言・指導に基づく運動・身体活動支援 - 中と外との仲介機能
フィットネスクラブやアプリ開発者等の民間事業者	品質の確保されたサービス提供

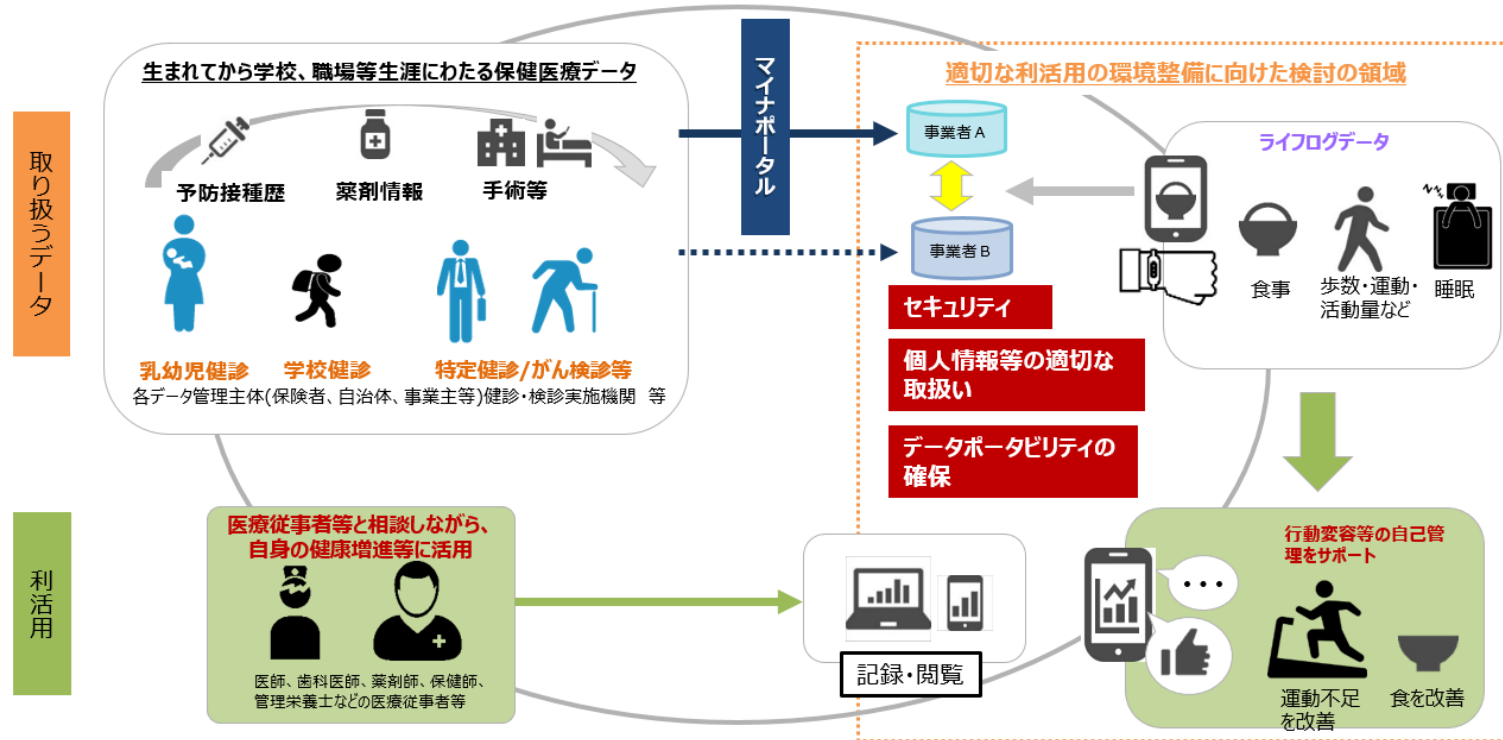
主体	情報
医療機関	レセプト情報（薬剤情報等）
事業主・健保・自治体等	健康診断等の情報
民間PHR事業者	個人が記録するバイタル・ライフログ等

大規模実証事業によるエビデンスづくりと、ヘルスケアサービスのガイドライン・認証制度、企業・健保等のユーザーによる評価の仕組み等。

(3) デジタルヘルスの推進

PHR（Personal Health Record）の利活用

- 個人がスマートフォン等を通じて日々の健康データを閲覧・確認できる環境を整えることで、日常生活改善や健康増進等につながる可能性がある。
- そのため、生まれてから学校、職場等生涯にわたる個人の健康データを予防・健康づくり等に活用できる仕組みを構築。
- 安全・安心な民間PHRサービスの利活用の促進に向けて、民間PHR事業者として遵守すべき情報の管理・利活用に係る要件を「基本的指針」として令和3年4月に策定（経産・厚労・総務の3省庁）。



健康・予防・重症化予防に健康データを活用

PHRの利活用：現状と今後の取組

- 民間利活用作業班報告書等を基に検討を行い、更なるPHRサービスの発展に向けて、より高いサービス水準を目指すガイドライン策定等への必要な支援を行う。

■ 民間利活用作業班報告書 (令和3年4月公表)

基本的指針の策定において、PHRサービスの発展に向けて引き続き検討すべき事項について記載された。

<主な検討事項>

- ・ ライフログ等の利活用に際して留意すべき事項
- ・ 第三者証明等の要件遵守の担保方法
- ・ 生活習慣病改善等に 医療従事者等と連携したサービスの提供
- ・ より高いサービス水準を目指すガイドラインの策定

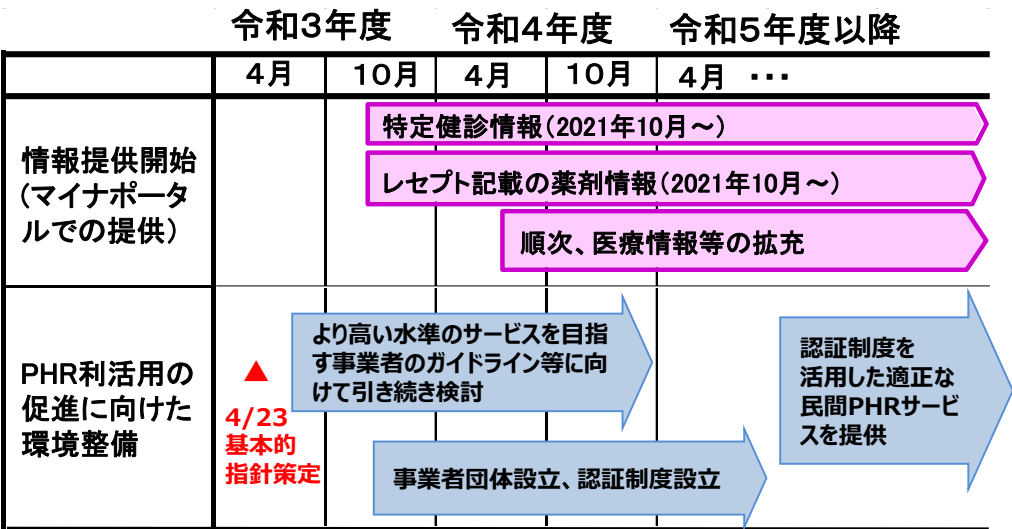
(今後の取組)

■ 事業者団体を設立

■ レコメンデーションやポータビリティ等について、より高い水準のPHRサービスの提供を目指すガイドラインを作成

■ 上記ガイドラインを踏まえたサービス提供を認証する仕組みの整備 等

■ PHR利活用に向けた今後のスケジュール

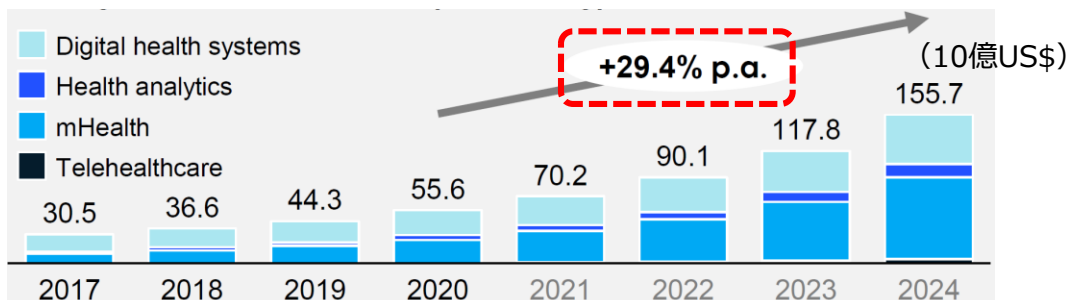


デジタルヘルス産業市場規模とベンチャーへの投資の拡大

デジタルヘルス産業市場規模推計

米国 🇺🇸

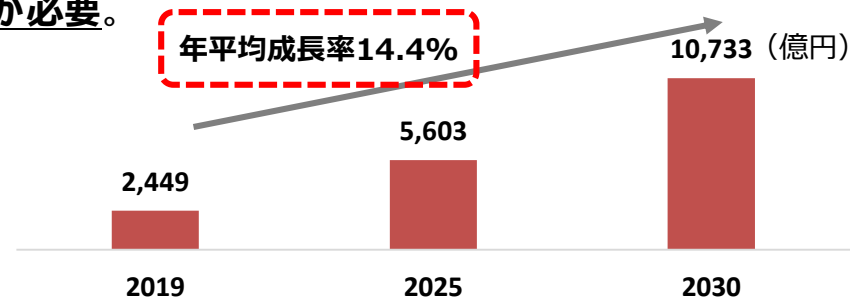
年平均成長率（2020-2024年）が29.4%の成長市場



<出典> Stalista

日本 🇯🇵

ヘルスケア産業市場の中でも、デジタルヘルス分野は年平均成長率（2019-2030年）が14.4%と比較的高く、成長市場である。他方、世界的に見るとさらなる市場規模拡大が必要。

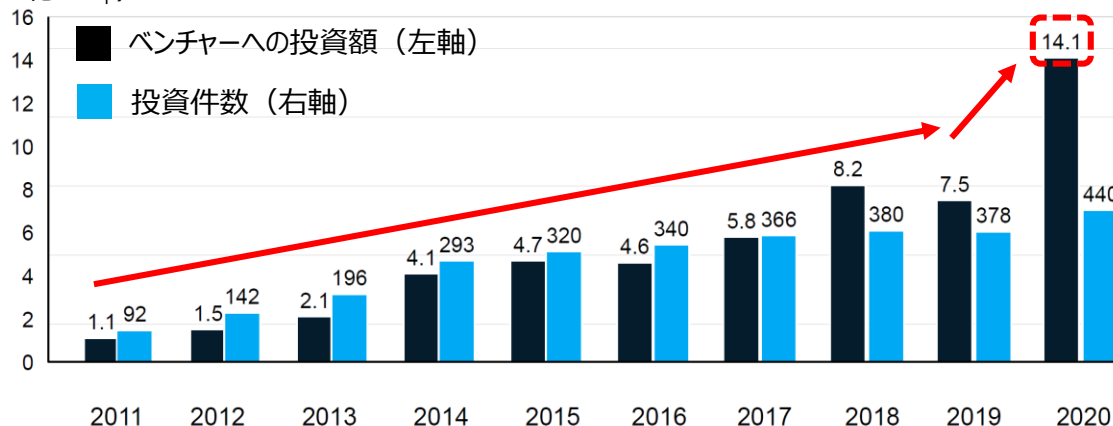


<出典> 経済産業省委託事業

デジタルヘルス産業（個人が利用・享受かつ公的保険外）の商品・サービスの市場規模を推計

米国におけるデジタルヘルスベンチャーへの投資規模

(10億US\$)



<出典> Rock Health Funding Database

(件)

- 米国におけるヘルスケアベンチャーへの投資額は、直近10年で10倍以上に拡大
- 投資件数も増加し、特に近年では一件当たりの投資額が増大
- コロナを契機に投資がさらに加速化し、2020年には141億ドルの投資がなされた

（４）イノベーション・エコシステムの強化

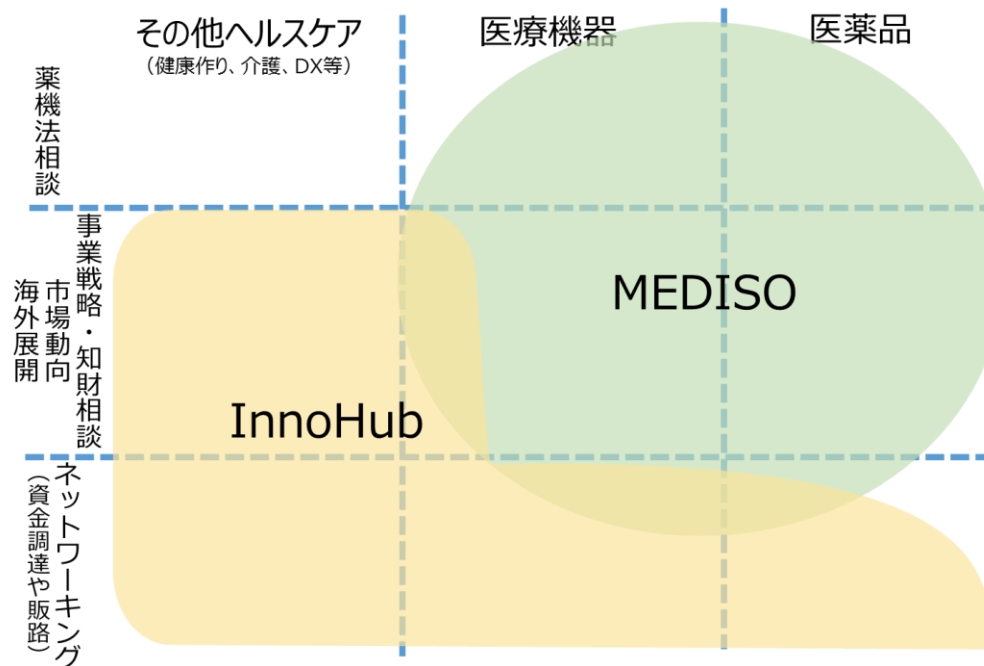
健康・医療分野におけるベンチャー支援窓口の連携強化

- 令和3年3月から開催している医療機器・ヘルスケア開発協議会において、ヘルスケアベンチャーや医療系ベンチャーを対象とするワンストップ窓口であるInnoHub及びMEDISOの連携強化、AMEDとの連携強化を議論。

【医療機器・ヘルスケア開発協議会での議論】

- MEDISOとInnoHubの委託先が4月から同一組織となり、更なる連携強化を図る（例：InnoHubへの相談者に、InnoHubからプッシュ型でMEDISOのサービスにつなげることが可能に）。
- AMEDにベンチャー支援窓口を設置。AMEDが、MEDISO及びInnoHubと連携しながら、AMED事業においてベンチャー採択が増えるための方策を検討する。

MEDISO及びInnoHubの役割イメージ図



ヘルスケア・ビジネスコンテストを通じた資金調達支援

ヘルスケア分野の社会課題解決につながる優良なアイデア・事業にスポットライトを当てたヘルスケア・ビジネスコンテストを行い、サポート団体との連携等を通して、資金調達面からの支援を行う。

JHeC2019 ビジネスコンテスト部門 グランプリ
株式会社カケハシ 代表取締役 CEO 中尾豊氏



グランプリ受賞により

- ① 知名度・信頼度の大幅な向上
- ② 加えて、医療領域の次世代IT
インフラ構築に向けた新規事業
のきっかけ
を得ることができた。

資金調達額

2019/10：約28億円の資金調達
2020/10：約16億円の資金調達

1年間で約44億円の資金調達を達成

過去登壇者におけるJHeC登壇後の資金調達状況 (1億円以上の調達を抜粋)

登壇回	受賞内容	企業名	調達年月	調達額 (公開情報から概算)	IPO
2016	グランプリ	MRT株式会社 (2014/12/26 マザーズ上場)	N/A	N/A	●
2016	優秀賞	株式会社ミナカラ	2020/8	3億円	
2017	グランプリ	トリプル・ダブリュー・ジャパン 株式会社	2017/3 ~2021/3	17億円	
2017	優秀賞	エルピクセル株式会社	2018/10 ~2020/5	41億円	
2017	優秀賞	株式会社メドレー (2019/12/12 マザーズ上場)	2017/3~ 2020/8	94.2億円	●
2018	グランプリ	株式会社 mediVR	2019/12	2.9億円	
2018	優秀賞	株式会社 iCARE	2019/6	5.2億円	
2019	グランプリ	株式会社カケハシ	2019/10 ~2020/10	44億円	
2019	優秀賞	アンター株式会社	2020/5	2.3億円	
2019	優秀賞	株式会社ウェルモ	2019/8 ~2020/4	16億円	
2019	優秀賞	株式会社T-ICU	2019/10	1.5億円	
2019	優秀賞	株式会社ニューロスペース	2019/4 ~2019/7	5.1億円	
2020	グランプリ	カITEK株式会社	2020/9	1億円	

2025年大阪・関西万博について

- 2025年大阪・関西万博は、新たな技術やシステムを実証する場と位置付けられており、国内外の多様なプレイヤーによるイノベーションを促進しそれらを社会実装していく「未来社会の実験場」とする方針。
- 大阪・関西万博の基本方針（令和2年12月21日に閣議決定）では、「世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発を推進するとともに、その成果を積極的に発信する。」と記載。
- ヘルスケア分野の取り組みを世界に発信する好機であり、様々な企業の参画を期待。

1. テーマ・サブテーマ・コンセプト

テーマ：いのち輝く未来社会のデザイン “Designing Future Society for Our Lives”

サブテーマ：Saving Lives（いのちを救う） Empowering Lives（いのちに力を与える）

Connecting Lives（いのちをつなぐ）

コンセプト：People's Living Lab（未来社会の実験場）

2. 基本事項

①開催場所

ゆめしま
夢洲（大阪市臨海部）

②開催期間

2025年4月13日～10月13日
（184日間）

③来場者数(想定)

約2,800万人



（５）地域における新産業創出

「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置の促進

- 地域の関係者（自治体、医療・介護機関、民間事業者等）の連携を促進し、地域ニーズを踏まえたヘルスケア産業の創出を後押しするため、「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置の促進を図っているところ。
- 地域版協議会は、全国5ブロック、20府県、21市区町の合計46か所で設置されており、そのうち地域の医師会が関与する協議会は、全国1ブロック、9府県、7市区（令和3年3月末時点）。

赤線() : 現時点で、地域の医師会が関与している協議会

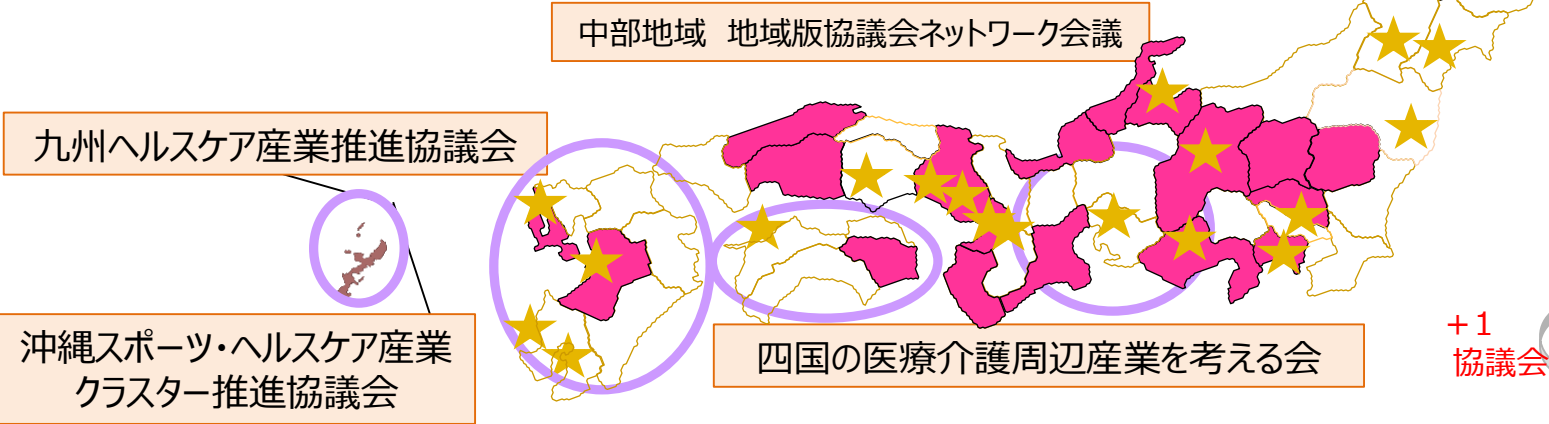
北海道ヘルスケア産業振興協議会

<設置済み> 都道府県

○青森県	○静岡県	○和歌山県
○秋田県	○富山県	○島根県
○栃木県	○石川県	○広島県
○群馬県	○三重県	○徳島県
○埼玉県	○福井県	○長崎県
○神奈川県	○大阪府	○熊本県
○長野県	○兵庫県	

<設置済み> 市区町村

○盛岡市	○富山市	○尼崎市
○仙台市	○松本市	○岡山市
○上山市	○浜松市	○松山市
○いわき市	○大府市・東浦町	○佐世保市
○大田区	○堺市	○合志市
○横浜市	○高石市	○鹿児島市
○川崎市	○神戸市	○薩摩川内市



年度	ブロック	都道府県	市区町村	合計
26	5	6	3	14
27	5	14	9	28
28	5	16	12	33
29	5	18	15	38
30	5	17	21	43
R1	5	19	21	45
R2	5	20	21	46

+1
協議会

※H26～R2年度は各年度3月末

「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」のネットワーク化

- 地域版協議会については、引き続き設置の促進を図りつつ、各地域版協議会と関係省庁が定期的に対話できる場としてのアライアンス会合の開催などにより、定期的に地域課題や解決策の共有を図ることで、その機能が発揮できる環境の整備に取り組んでいく。

＜期待される効果＞

- ・地域の実情を政策に反映
- ・地域間での課題、その解決策の共有
- ・地域を越えたビジネスマッチングの機会創出
- ・ビジネスフィールドの拡大 等

地域版次世代ヘルスケア
産業協議会 46団体

【アライアンス会合において紹介されている各省の取組】

内閣府：PFS/SIBの普及促進

スポーツ庁：スポーツツーリズムの促進、地方自治体等で構成するコンソーシアムの連携を通じスポーツの機会の提供

厚生労働省：健康支援型配食サービスの展開

経済産業省：地域におけるヘルスケアビジネスの創出のための実証支援

環境省：温泉と地域資源が連携した現代のライフスタイルにあった温泉地の活用促進

分野別進捗状況

分野別の進捗状況

		項目	スタート	現状
投資促進	職域	健康経営	2014年度に最初の健康経営銘柄を選定（質問表への回答は約500社）。	2020年度の質問表回答は 11,926社 法人に（日経平均株価を構成する225社の8割以上が回答）。
		保険者インセンティブ（後期高齢者支援金）	2017年度までは、加算率を0.23%に設定し、その上で、一定の基準を達成した保険者へ減算。	2018年度より、加算率・減算率を 最大10% まで段階的に引き上げ。
	地域	P F S / S I B	2016年度に、神戸市・八王子市で日本初の案件組成支援開始。	2019年度に 国内案件数は59件 まで拡大（うち医療・健康・介護分野が7割超）。これまでの事業の教訓を踏まえたヘルスケア分野の手引きを作成中。
信頼性の確保		予防・健康づくりのエビデンス構築	2017年度から、AMED事業で、糖尿病軽症者を対象にした、行動変容事業を開始。	2020年度より厚労省・経産省にて予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための 13の実証事業 を実施。
ヘルスデジタル		P H R	2019年の協議会において、「PHRサービスの普及展開に向けた調査の実施」を記載。	2021年4月に、政府がPHR事業者が遵守すべき事項をまとめた 「基本的指針」 を公表。
シイノベ		ベンチャー支援	2016年より、優れたヘルスケアベンチャーを選出するビジネスコンテスト（JHeC）を開催。	グランプリ・優秀賞受賞者は、受賞後、 約280億円の資金調達 （うち 2件はIPO を達成）。

アクションプラン2021

アクションプラン2021（案）の骨子

1. 健康・医療新産業創出に向けた基本コンセプト

2. アクションプラン2020からの検討経緯

3. 予防・健康づくりへの投資促進

1. 職域における投資促進

1. 健康経営の着実な発展
2. 健康経営の更なる発展
3. 保険者を中心とした取組の支援

2. 地域における投資促進

1. 地域に根ざした健康・医療関連産業の活性化
2. 成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の普及促進について
3. 個別の領域における取組（コロナ禍における健康課題への対応、フレイルへの対応等）

3. 職域・地域連携による投資促進

1. 継続的・包括的な保健事業の推進
2. 地域・職域の課題解決に資する健康・医療関連産業の振興に向けた環境整備

4. 予防・健康づくりの信頼性の確保

1. エビデンスにもとづく予防・健康づくりの促進

1. エビデンスの蓄積と社会実装に向けた環境整備
2. 個別の領域における取り組み（認知症、メンタルヘルス等）

2. ヘルスケアサービスの品質確保

1. ヘルスケアサービスの流通構造の構築に向けた環境整備
2. 業界自主ガイドライン等の策定支援
3. 非医療行為のサービス品質確保
4. 公的保険サービスと公的保険外サービスの連携

5. デジタルヘルスの推進

1. 健康・医療等のデータ利活用のための基盤整備

2. ICT等を活用した技術の社会実装

1. 情報通信技術の医療・健康・介護分野における利活用
2. ICT等を活用した医療機器やIoT機器の有効性・安全性の評価手法の策定
3. 遠隔健康相談の普及促進

6. イノベーション・エコシステムの強化

1. ネットワーク面・制度面からのイノベーション創出に向けた支援

1. InnoHub及びMEDISOによる連携
2. ICT・AI・ロボット等の新たな技術の研究開発
3. 2025年大阪・関西万博における発信
4. 規制のサンドボックス制度・グレーゾーン解消制度の活用
5. 薬価制度等におけるイノベーションの適切な評価
6. 「バイオ戦略」との連携

2. 資金調達面からのイノベーション創出に向けた支援

1. ヘルスケア・ビジネスコンテストにおける取組促進
2. 官民ファンドによるリスクマネーの供給
3. バイオベンチャーへの資金支援